

議案第 78 号

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成 30 年 6 月 12 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例

つくば市医療福祉費支給条例（昭和62年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

第 3 条第 2 号中「第55条」の次に「又は第55条の 2」を加え、「第 4 号」を「第 5 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「次項」を「以下この項及び次項」に、「限る」を「、対象者が小児（満15歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者に限る。）である場合にあつては、保険医療機関等の医師が入院による治療が必要であると認めた疾病又は負傷に限る」に改め、同条第 2 項中「及び健康保険法」を「、健康保険法」に改め、「による指定訪問看護を受けた場合」の次に「又は保険医療機関等以外の者から手当を受けた場合」を加え、同項第 1 号中「及び指定訪問看護」を「、指定訪問看護又は手当」に、「又は指定訪問看護

事業者」を「、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外の者」に改め、同条第4項中「医療、保険外併用療養費、医療費及び訪問看護療養費」を「療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費」に改め、同条第6項中「又は指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合」を「、指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外の者から手当を受けた場合」に、「又は当該指定訪問看護に関し指定訪問看護事業者」を「、当該指定訪問看護に関し当該指定訪問看護事業者に支払うべき費用又は当該手当に関し当該保険医療機関等以外の者」に、「又は指定訪問看護事業者に支払う」を「、当該指定訪問看護事業者又は当該保険医療機関等以外の者に支払う」に改める。

第5条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 小児（満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）にあつては、満15歳から満18歳までの年齢にそれぞれ達する日において、その者、その者の配偶者、その者の父若しくはその者の母の前年の所得（当該誕生日の属する月が1月から6月までの場合は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が扶養親族等の有無及び数に応じて児童手当法施行令第1条に定める額以上である場合又はその者の配偶者、その者の父及びその者の母を除くその者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上である場合

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号及び第4条第1項の改正規定並びに第5条第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に1号を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 第1項ただし書に規定する改正規定の施行の前に行われた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

つくば市医療福祉費支給条例（昭和62年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 小児 出生の日から<u>満18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(3)－(5)（略）</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、つくば市の区域内に住所を有する妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者医療確保法又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができるもの（つくば市の区域外に住所を有する妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等で、次に掲げるものを含む。）とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 高齢者医療確保法第55条<u>又は第55条の2</u>の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者（つくば市後期高齢者医療</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 小児 出生の日から<u>満15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(3)－(5)（略）</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、つくば市の区域内に住所を有する妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者医療確保法又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができるもの（つくば市の区域外に住所を有する妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等で、次に掲げるものを含む。）とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 高齢者医療確保法第55条_____の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者（つくば市後期高齢者医療</p>

に関する条例（平成20年つくば市条例第18号）第3条第2号から第5号までに掲げる者に限る。）

（医療福祉費の支給）

第4条 つくば市は、対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦である場合にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所（以下この項及び次項において「保険医療機関等」という。）の医師が妊娠の継続又は安全な出産のため治療が必要であると認めた疾病又は負傷に、対象者が小児（満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）である場合にあつては、保険医療機関等の医師が入院による治療が必要であると認めた疾病又は負傷に限る。以下同じ。）について国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者（重度心身障害者等を除く。）が保険医療機関等において医療を受けた場合、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外の者から手当を受けた場合は、前項の規定により

に関する条例（平成20年つくば市条例第18号）第3条第2号から第4号までに掲げる者に限る。）

（医療福祉費の支給）

第4条 つくば市は、対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦である場合にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所（次項において「保険医療機関等」という。）の医師が妊娠の継続又は安全な出産のため治療が必要であると認めた疾病又は負傷に限る

_____。以下同じ。）について国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者（重度心身障害者等を除く。）が保険医療機関等において医療を受けた場合及び健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）による指定訪問看護を受けた場合_____は、前項の規定により

支給する額（以下「支給額」という。）から保険医療機関等及び指定訪問看護事業者ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除するものとする。

(1) 入院以外の医療、指定訪問看護又は手当を受けた場合 1日につき600円（1日の支給額が600円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外の者において2回を限度とする。）

(2) (略)

3 (略)

4 第1項の医療に要する費用の額は、健康保険に関する法令の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費（健康保険に関する法令の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。）の対象となる医療に要する費用の額（65歳以上の重度心身障害者等にあつては、高齢者医療確保法の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除いた療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費の対象となる医療に要する費用の額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

5 (略)

6 つくば市は、対象者が規則で定める手続に従い、つくば市が契約した健康保険法第63条第3項各号に定める病院若しくは診療所若しくは薬局（以下この項において「保険医療機関等」という。）において医療を受けた場合、指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外の者から手当を受けた場合には、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用、当該指定訪問看護に関し当該指定訪問看護事業者に支払うべき費用又は当該手当に関し当該保険医療機関等以外の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等、当該指定訪問看護事業者又は当該保険医療機関等以外の者に支払う

支給する額（以下「支給額」という。）から保険医療機関等及び指定訪問看護事業者ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除するものとする。

(1) 入院以外の医療及び指定訪問看護を受けた場合 1日につき600円（1日の支給額が600円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において2回を限度とする。）

(2) (略)

3 (略)

4 第1項の医療に要する費用の額は、健康保険に関する法令の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費（健康保険に関する法令の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。）の対象となる医療に要する費用の額（65歳以上の重度心身障害者等にあつては、高齢者医療確保法の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除いた医療、保険外併用療養費、医療費及び訪問看護療養費の対象となる医療に要する費用の額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

5 (略)

6 つくば市は、対象者が規則で定める手続に従い、つくば市が契約した健康保険法第63条第3項各号に定める病院若しくは診療所若しくは薬局（以下この項において「保険医療機関等」という。）において医療を受けた場合又は指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合には、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用又は当該指定訪問看護に関し指定訪問看護事業者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払う

ことができる。

7 (略)

第4条の2 (略)

(医療福祉費及び外来自己負担費の支給制限)

第5条 前2条の規定にかかわらず、医療福祉費及び外来自己負担費（以下「医療福祉費等」という。）は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

(1) (略)

(2) 小児（満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）にあつては、満15歳から満18歳までの年齢にそれぞれ達する日において、その者、その者の配偶者、その者の父若しくはその者の母の前年の所得（当該誕生日の属する月が1月から6月までの場合は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が扶養親族等の有無及び数に応じて児童手当法施行令第1条に定める額以上である場合又はその者の配偶者、その者の父及びその者の母を除くその者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上である場合

(3)・(4) (略)

2-6 (略)

第6条 (以下略)

ことができる。

7 (略)

第4条の2 (略)

(医療福祉費及び外来自己負担費の支給制限)

第5条 前2条の規定にかかわらず、医療福祉費及び外来自己負担費（以下「医療福祉費等」という。）は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

(1) (略)

(2)・(3) (略)

2-6 (略)

第6条 (以下略)